

地方の自治体内弁護士の日常



元古賀市役所主幹・福岡県弁護士会会員

南正覚 文枝

Minamishogaku, Fumie

1 古賀市の紹介

私は、2017年4月より3年の任期で福岡県古賀市の任期付公務員となり、この号が出る頃には任期を終えて、一般の法律事務所に勤務している予定です。

まずは私が勤務している古賀市についてご紹介いたします。

古賀市は、福岡県北部、福岡市中心部から車で40分ほどの、人口約6万人の地方都市です。市内には、JRの駅が3つあり、また九州自動車道の古賀インターもあるため、交通アクセスが非常によく、製造業などの企業も多く進出しており、人口も少しずつ増加しています。

最近では、ラグビーワールドカップ(2019年)で大活躍した福岡堅樹選手の出身地ということや、同年末凶弾に倒れ惜しまれつつ亡くなられた中村哲医師が幼少期から青年時代までを過ごした地としても、よく取り上げられています。

私自身、これまで古賀市とは縁もゆかりもありませんでしたが、赴任することになってから3年がたち、古賀市への強い愛着を持つようになりました。

2 私の職場

私は、総務課の政策法務係の主

幹という立場で、業務を行っています。個室などはなく、総務課の中に置かれている机にいるため、市民の方がお見えの場合にその応対をすることもあります。「会いに行けるアイドル」ならぬ「会いに行ける弁護士」ともいえそうです(会いに行きたいかは別として……)。

職員は、穏やかで親切な人が多く、そのような方々に囲まれ、前向きに楽しく業務に取り組むことができます。

3 主な業務内容

(1) 職員からの法律相談

私の業務の中で、もっとも多くのウエートを占めているのが、職員からの法律相談への対応です。相談対応といっても、口頭で済むものもあれば、条例や規程、契約書、協定書、同意書などの案文の修正、職員だけでは対応が難しい市民に対する対応など、その内容は幅広いものといえます。市役所の業務は多岐にわたるにもかかわらず、市にはそれほど多くの職員がいないため、一つ一つの業務を少数の職員で担っています。そのため、一人一人が担う業務範囲が広く、各種相談への対応が必要とされます。

入庁するまでほとんど関わるこ

とのなかった行政上の問題に関する相談が多く、道路法、建築基準法、都市計画法、児童虐待防止法、地方税法など各種法規だけではなく、条例や通達などを確認するといったことが必要です。

相談を受ける際にまず心がけていたのは、いつまでに回答が必要なのかを最初に確認した上で、その期日までに必ず何らかの結論を示すということです。

またもう一つ心がけていたことは、過去の経緯や実情をも踏まえた現実的な解決策を提示することです。正しいからという理由だけで一つの回答に固執してしまうことは、現実的な解決に結びつかないことになりかねません。自治体が長い年月にわたって行ってきた行政実務や地域の特性、個別事情などを考慮した上で、適法と考えられる範囲で実際にとり得る現実的な解決策を提示することも大切なことだと考えています。

(2) 行政不服審査請求への対応

通常、弁護士は、紛争解決方法としてまず訴訟を思い浮かべると思いますが、行政行為が関係する紛争については、まずは行政不服審査請求という制度が利用されることが多いです。行政不服審査請求は行政不服審査法の規定に基づいてなされるものですが、対象と

なる処分によって、手続の進め方が異なる場合があるため、しっかり確認して進めていく必要があります。

本来総務課は審査請求の手続を進めていく事務を担う部署にすぎませんが、審査請求がなされること自体が少なく、各課の職員はその対応に慣れていないため、処分庁が作成する弁明書作成援助、管理職の職員が担当する審理員業務の補佐等にも積極的に携わっています。

(3) 情報公開、個人情報開示請求への対応

総務課は情報公開、個人情報開示請求の対応窓口であり請求がなされた場合、条例に基づいて開示するか否かを判断しますが、対象となる行政文書の種類は様々であり、その判断が難しい場合も多々あります。通常は私以外の職員が開示するかどうかの判断を行って決定を出していますが、判断が難しい事案については、ともに検討しながら最終的に結論を出すようにしています。また、個人情報の提供等について、個人情報保護運営審議会の意見を聞かなければならないような場合など、審議会の議事が円滑に進むよう説明を適宜補充したり、審議会の議事を踏まえて答申案を作成したりするなどしています。

(4) 職員向け研修、市民向け講師の講師

昨今、自治体職員の不祥事に対する市民の目が厳しくなっており、不祥事防止の観点から職員に対する倫理（コンプライアンス）研修がより一層必要と考えられるようになってきています。

そこで古賀市においても、全職員と新規採用職員向けに倫理研修

を行うことが計画され、私が講師を担当しました。

また、市民向けに民法改正等の講座をしてほしいとの依頼があったため、その講師も担当しました。

4 最後に

3年間任期付公務員として勤務して、私自身、古賀市にどれほど貢献できたかはわかりませんが、自治体内に弁護士が常勤することのメリットは限りなく大きいと感じています。私は3年の任期中、あらゆる部署からの相談を受け、当初は職員の名前など全くわかりませんでしたでしたが、現在では本庁勤務の職員はほぼわかるようになりました。このことからわかるように、自治体業務の中で法的アドバイスを必要としない業務はほとんどないのではないかと感じます。

自治体の多くには顧問の弁護士がいますが、自治体の外にいる顧問弁護士に日々生じる法的相談への迅速な対応を求めることは難し



く、迅速な対応が必要な日常的な問題は常勤弁護士に、じっくり取り組むことが必要な難しい案件は顧問弁護士に、それぞれ相談できる体制があれば、自治体として万全なのではないかと思っています。

また私自身、自治体内弁護士として職員とともに行政上の問題に取り組み、行政がよりよい方向に進んでいく様子を間近で見ることができるのは、とてもやりがいのあることだと感じています。

自治体内の弁護士の存在意義ややりがいを広く知ってもらい、一人でも多くの会員が、自治体内の弁護士としてよりよい行政を目指して活動してもらえればと思っています。

頼りにしています！

本市では、2012年3月から特定任期付職員として弁護士を配置しております。当時は、政策法務やコンプライアンスの取組、債権管理等についての課題解決のため、法律に精通した職員の必要性が生じていたところでした。

債権管理に関しては、条例制定（2013年4月1日施行）に向けての法的整理、職員のコンプライアンス向上のため自己啓発研修による学習会の実施、多様化する業務に伴う各職場からの法律相談に対応いただき、今ではなくてはならない状況となっています。

現在、2人目となる南正党主幹が2017年4月から業務に当たられ、法務相談等にて活躍されました。職員の相談も多岐にわたり、担当職員だけでは解決までに相当な時間がかかるような案件も短期間で解決できるようになったなど、的確にアドバイスがもらっていると満足感の高い声が聞こえました。

今後も自治体の抱える課題解決には、法務上の問題点整理は必要不可欠であり、自治体内弁護士の存在意義はますます高くなると考えており、引き続き配置していくようにしています。

古賀市総務部人事課長 村山 晶教